

別紙 1

選定方法を非公募とした理由

札幌市ひとり親家庭支援センター（以下「ひとり親家庭支援センター」という。）については、札幌市社会福祉総合センター条例（平成元年条例第18号）第17条第2項の規定により、指定管理者に管理を行わせている場合で、当該指定管理者に係る指定の期間の満了後引き続き指定管理者の指定をしようとするときは、当該管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定にかかわらず、公募によることなく、当該管理を行っている団体に同条例第3条の規定による申込みを求めることができるとしている。

ひとり親家庭支援センターは母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく施設であり、現在の指定管理者である公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会（以下「札幌母連」という。）は同法に規定する母子・父子福祉団体であるため、施設の設置目的や機能と団体の役割が一致している。

そして、札幌母連は、ひとり親家庭支援センターの指定管理者となった平成18年度以降、ひとり親家庭や寡婦の不安感を解消するための事業の充実を図るほか、親子が一緒に触れ合うとともにひとり親家庭同士が交流できる催しを開催するなど、ひとり親家庭及び寡婦の福祉向上のため、安定した管理運営を行っている。また、ひとり親家庭支援センターの利用者に対するアンケートでも、利用者の満足度は高いものとなっている。

以上のとおり、札幌母連によるひとり親家庭支援センターの管理は良好に行われていると認められるため、札幌母連に対し、非公募により申込みを求めることとした。

別紙 2

札幌市ひとり親家庭支援センターの指定管理者の 選定結果について

1 選定委員会開催経過

- 第1回 令和4年 8月10日 募集要項、選定方法等について
第2回 令和4年10月14日 書類審査、面接審査及び選定

2 選定委員会委員

- 委員6名（外部委員5人、市職員1人）
委員長 品川 ひろみ 札幌国際大学教授
委員 田端 綾子 弁護士
委員 中村 正人 札幌市社会福祉協議会事務局次長
委員 折原 博樹 公認会計士
委員 佐藤 正道 社会保険労務士
委員 竹田 瑞恵 子ども未来局子育て支援部長

3 応募団体

- 公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会（※現指定管理者）
非公募により応募を求めた理由：別紙1のとおり

4 選定結果（指定管理者候補者）

(1) 選定された団体

公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会 理事長 箭原 恭子
札幌市中央区大通西19丁目札幌市社会福祉総合センター内

(2) 選定の理由

公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会（以下「札幌母連」という。）から提出された提案書の内容は、札幌市ひとり親家庭支援センター管理業務仕様書の中で求めている各業務の要求水準を満たしており、令和4年10月14日に開催されたひとり親家庭支援センター等指定管理者選定委員会において選定基準に照らし、採点が行われたところ、特に施設の平等利用の確保及び安定経営能力の点が高く評価されたところである。

また、ひとり親家庭支援センターの管理運営業務の要であるひとり親家庭等就業支援事業について、これまでの実績と経験に基づいた運営を行うことで、就業を目指すひとり親家庭の親のニーズに十分に対応し得るものとなっている。

以上のことから、同委員会において、札幌母連を指定管理者の候補者とするのが適切であると判断された。

(3) 評価結果

選定基準	配点	候補者
①平等利用の確保	5点	5点
②施設の効用発揮	70点	59.6点
③安定経営能力	75点	65.0点
④管理経費の縮減	30点	13.3点
⑤その他	20点	16.3点
合計	200点	159.2点
得点率	—	79.6%